

認知症のご家族の徘徊にお困りの方へ

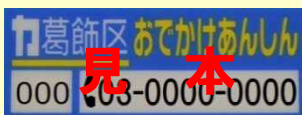
おでかけあんしん事業



おでかけあんしん事業とは

無料

おでかけあんしんシール



ひとりで外出して自宅に帰れなくなったとき、シールをてがかりにご家族等に連絡することで早期帰宅へつなげます。

おでかけあんしん保険
(認知症保険)

おでかけあんしん事業登録者の方が鉄道事故等が発生させ、**ご家族が損害賠償責任を負うことになった場合等に補償される保険**です。

おでかけあんしんシール

対象となる方の氏名・住所や緊急連絡先を登録するとともに、登録番号とコールセンターの電話番号を記載した「おでかけあんしんシール」を配付します。靴など身に着けるものに貼り、対象となる方が警察等に保護されたときに、シールをてがかりに24時間対応のコールセンターを利用して身元や緊急連絡先を照会し、ご家族等に連絡することで早期の帰宅へつなげます。

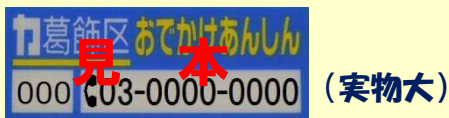
STEP1 まずは届出

区役所に届出書を提出してください。
※届出について詳しくは裏面をご覧ください。



おでかけあんしんシールを配付します

おでかけあんしんシール



登録番号
ひとりにひとつ

コールセンターの電話番号
※実際の番号とは異なります

STEP2 おでかけあんしんシールを貼る

外出するときによく身に着けるものにシールを貼ってください。

おでかけあんしんシールはアイロン不要で
なんでも貼ることができます。

くつ
つえ
携帯電話
財布
シルバーカー
自転車
ベルト
など

オススメ



都内初!!

おでかけあんしん保険（認知症保険）

認知症による徘徊に起因する鉄道事故等を発生させ、
**ご家族が損害賠償責任を負うことになった
場合等に補償される保険**です。保険料は区が負担します。



被保険者 おでかけあんしん事業登録者

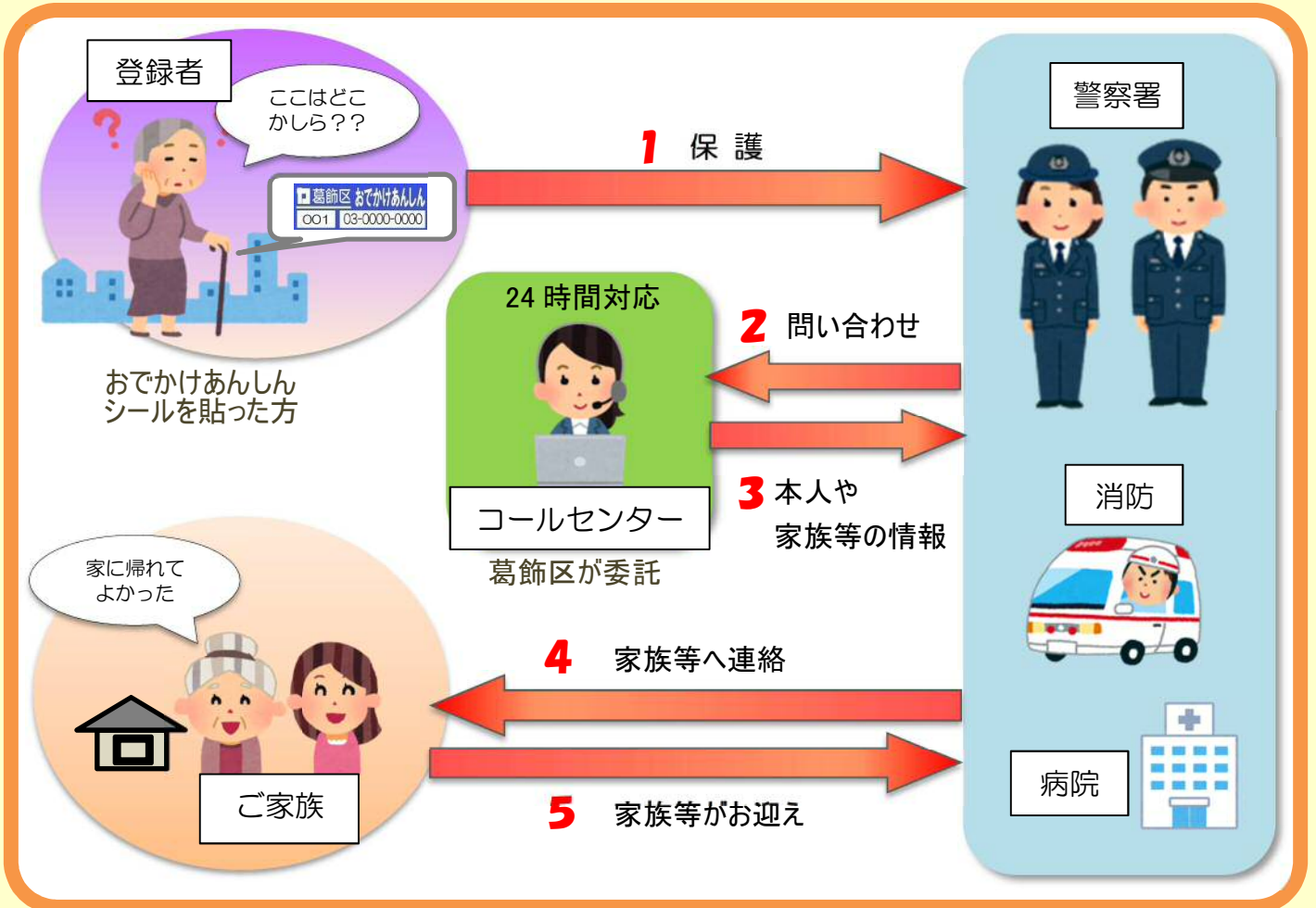
補償内容 **個人賠償責任補償** <補償金額 最大5億円>
認知症による徘徊に起因する事故により、第三者の身体の傷害及び財物の損壊に係る損害賠償責任補償並びに鉄道事故に係る賠償責任補償
例) 線路に立ち入って電車を止めてしまい、遅延・運休を伴う営業損害賠償請求を家族が受けた場合

傷害の補償 <補償金額 最大50万円(後遺障害については程度により2~50万円)>
認知症による徘徊時に負った傷害等に起因する交通事故等に係る死亡や後遺障害

被害者死亡時の見舞い費用 <補償金額 15万円>
認知症による徘徊に起因する偶発的な事故により第三者を怪我させ、被害者がその事故を直接的な原因として死亡した場合

ひとりで外出して自宅に帰れなくなったとき

徘徊している人が警察等に保護されたとき、持ち物に貼られた「おでかけあんしんシール」記載の電話番号に電話をかけます。コールセンターは、登録番号から本人や家族等の連絡先を警察等に情報提供します。警察等は、家族等に連絡し、自宅への帰宅につなげます。



- ◎コールセンターは、警察等に緊急連絡先等の情報提供を行います。行方不明者の捜索はしません。
- ◎登録者の方が道に迷っているなどでなかなか自宅に帰ってこない場合、ご家族などは警察に相談をしてください。
- ◎コールセンターは24時間対応のため、緊急連絡先に夜中に電話がかかってくることもあります。
- ◎地域住民からコールセンターに連絡があった場合は、緊急連絡先等の情報提供は行わず、近くの交番に連れていってもらおうようご案内します。

● ご注意 ●

- ・保険のみの加入はできません。
- ・保険の加入を希望しない方は、おでかけあんしんシールのみの配付も可能です。
- ・事故が発生したときの補償金の請求は、親族または本人（成年後見人）のみが行うことができます。



おでかけあんしん事業

対象者

葛飾区内に在住かつ在宅で
認知症により徘徊がある方で、次の①②いずれかに該当する方

①医師に認知症と診断されている【原則】

認知症であることがわかるもの（診断書など）の写しが必要です。

ただし、要介護認定を受けている場合は不要です。

※要介護認定を受けている場合は、「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡa以上の方

②「おでかけあんしん保険チェックリスト」で、該当する項目がある

届出者

対象者のご家族の方など

届出事項

対象者の住所・氏名・性別・生年月日・電話番号
緊急連絡先（2人以上）の氏名・住所・続柄・電話番号

◎緊急連絡先には、対象者が保護された場合は深夜でも電話連絡をすることがあります。また、緊急連絡先となっている方同士の連絡のために連絡先を伝えることもありますので、緊急連絡先の情報は、事前に緊急連絡先の方の同意を得た上で登録してください。

◎登録後、登録情報に変更があった場合は、速やかに届け出てください。

i こんなときは 廃止の手続き が必要です

- ◆ 区外へ転出したとき
- ◆ 死亡したとき
- ◆ 長期入院や施設へ入所したとき
- ◆ その他必要がなくなったとき

届出方法

所定の届出書を届出窓口に提出してください。
届出書は区のホームページからダウンロードできます。

◎届出からコールセンターでの情報登録まで1週間から10日かかります。

費用

無 料

届出窓口

葛飾区役所 福祉総合窓口 2階201番
東京都葛飾区立石5-13-1



お問い合わせ

葛飾区 高齢者支援課 地域ケア推進係
〒124-8555 東京都葛飾区立石5-13-1
TEL 03-5654-8597（直通）

